

新型コロナウイルス感染症対策のための天龍村立小中学校の対応について

(令和2年(2020年)4月23日改訂)

令和2年(2020年)4月23日

天龍村教育委員会

令和2年4月17日に、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長である知事から、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県の緊急事態措置等」が決定され、これを受け、県立学校においては、一斉休業を行うことを決定した。

その中で、長野県教育委員会は県立学校において、4月18日(土)から5月6日(水)まで臨時休校を行うことを決定し、市町村も同様の措置をとるよう要請された。

現時点では、今後の終息を見通すことは極めて困難であり、再度の休業や、学校を再開したとしても、制限された状況での学校運営が想定される場所である。

このような状況下、子どもたちの学びをどのように保障していくかが課題であるため、また感染防止のための措置を徹底し、天龍村教育委員会としては以下の対応をとることとする。

1 方針

- ・天龍村立の小学校及び中学校は、令和2年4月25日(土)から令和2年5月10日(日)まで臨時休校を継続する。
- ・新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休校の措置ですので、人の集まる場所等への外出を避け、児童・生徒の皆さんは基本的に自宅で過ごすこととする。
- ・学習プリントを配布するなど、学習する機会の確保に努める。

2 臨時的登校

・児童、生徒の命や健康を守ることを徹底しつつ、休校中の指導などを行い、子どもたちの学びへの影響を最小限に抑えるため、4月25日(土)以降の臨時休校期間にあつては、4月27日(月)、4月28日(火)、5月1日(金)、5月7日(木)及び5月8日(金)を臨時的登校日とする

なお、臨時的登校日の給食は提供する。

3 その他休校期間中の対応（臨時的登校日は除く）

（１）小学校について

ア 受け入れ条件を満たす児童（※１）を感染防止のための措置（※２）を講じた上で受け入れる。

※１ 特別な事情のある児童については学校との相談による。

※２ 感染防止のための措置

- ・ 登校前の家庭での体温測定、登校時の学校での体温測定の実施
- ・ 定期的な換気等の受け入れ環境の整備
- ・ 咳エチケット
- ・ 手洗い又は手指消毒の励行
- ・ 三密の回避

イ 給食は提供しない。昼食持参とする。

ウ 受け入れ時間は始業時から下校時までとする。

（２）中学校について

ア 休校中の学校の教育活動（部活動等）は行わない。

イ 受け入れをした場合は、感染防止のための措置をとるものとする（小学校と同様）。

ウ その他特別な事情のある生徒については学校との相談による。

4 問い合わせ先

（１）臨時休校に関すること

天龍村教育委員会事務局 教育係 係長 大平崇史 TEL 32-3206

（２）臨時休校中の受け入れ等学校に関すること

天龍村立天龍小学校 校長 宮島 豊 TEL 32-2022

天龍村立天龍中学校 校長 塩澤孝仁 TEL 32-2140

この対応は、4月23日時点のものであり、今後も感染症予防対策全体を注視し、必要な対応を取っていくこととする。